左ノ談話ヲ文章ニ改メシムベシ

(三)電信ハ、電氣ノハタラキニヨリ、符合若クハヨリナスルモノデアツテ、ヨボドハヤイコトデアル。

(四)蜘蛛ハ、蟲ノ糸ハ、体ノ中デハ、ネバリノアル液ナレドモ、空氣ニフレルト糸トナルマスト、コノ糸ハ、体ノ中デハ、ネバリノアル液ナレドモ、空氣ニフレルト糸トナルモノデゴザリマス。(以上普通文ニ)

(五)私ハ今度某町ヘ洋物店ヲひらきましたついては明日店びらきのいはひが致したうございますかゝるにもおあいさつはありませぬけれども午後一時より御出くだされたい(書簡文ニ)

(私儀今度某町へ洋物店相開き候就ては明日店びらきの祝致し度候間何卒御あいさつはこれなく候へども午後一時より御出下されたく候)

第六歩　節歩ノ續キ

左ノ事柄ノ各々ヲ談話体ニ表述セシメ更ニ文章ニ連ネシメヨ

(一)蓮ノ莖葉ノ形及花(蓮は莖長く葉丸く花は大きなものでわづか赤白の二種ございます)

(二)蓮ノ實及根ノ形(實は蜂の巣のやうに穴がでこぼこはす根もたてに穴がありまして食物となります)

(三)鯨ノ体ノ色及形(鯨は色黑くしと眼は白うございます形は魚に似てわづか頭大きく目は小さうございます)

(四)鯨ノ大サ(長さ七丈あまりございます)

(五)鯨ノ効用(肉は食物となり脂は燈油となり歯や骨はいろ〳〵のうわはにとしらへます)

左ノ趣意ヲ示シテ書簡文ヲ作ラシメヨ

(三)遠方より兄の病を請ふ文

始メマシテ目下ノ時候ノ挨拶

次キニ病ノ容體ヲ聞ク

次キニ自己ノ安否ヲ告グ

次キニ專ラ養生セヨト云フ

(四)傳言を頼む文

遠國ニ旅行中其地ノ知人ガ自己ノ郷里ニ行クナリ

郷里ノ叔母ニ己ガ居ル地ノ見物ヲ勸メントス

傳言ヲ頼ムベキ知人ハ己ガ叔母ヲヨク知レリ

(五)父母に自己の寫眞を送る文

遠國ニ旅行シ久シク歸省セズ

一個月前父母ヨリ其寫眞ヲ送レリ未ダ返書ヲ出サズ

此頃自己ノ寫眞ヲトリタルニヨリ送呈セントス

第七歩　前歩ノ續キ

左ノ文ヲ結構セシメヨ

(一)真鍮ニ就テ左ノ諸項ヲ鈍遠スル事

銅ト亞鉛トノ合金ナルヿ

黄色ニシテ堅キ貴ノ金ナルヿ

其用途ハ甚多キヿ

(二)蟻ニ就テ左ノ諸項ヲ記述スルヿ

答ハ土中ニ住ムヿ

体ハ小ナレドモ割合ニ力強キヿ

夏ノ間ニ食物ヲ貯フルコト及其運搬ノヿ

左ノ文ヲ示シテ返書ヲ作テシメヨ

(三)拝啓本日は小生の誕生日に付内祝のしるしまでに赤飯一重呈上仕候間御笑味被下候

(四)前翠御究被下度候扨過日欠席中宿題の算術題の内別紙に記るし置候一題はいろ〳〵考へ候へども相わかり兼候間恐縮ながら答式御記るし被下たく奉願候卿々

(五)拝啓時々絶炉氣の處養生相叶はず本日何時死亡致候間此段御知らせ申上候不二

第八歩　前歩ノ續キ

左ノ諸題ヲ與ヘテ自與セシムベシ

(一)鼠蜘

(二)四人力車

(三)鰻（以上普通文ニ）

(四)遠方にある姉の歸期を問ふ文

五同上返事

六四五日前より來りし叔母が滞留中病にかゝりし事を其子（從兄弟）に報する信

七同上返事

(二)八人しく會はざる友人と寫眞のとりかはせを乞ふ文

九同上返事

第三期　東洋漢字交り文（文章体）ハノ部

第一歩　地理及現象

左ノ文範ニ就テ地理教授法ヲ説明スベシ

(一)何村ハ、東南ニ、何山ヲ負ヒ北ハ、何村ニ隣リ、南ヨリ西ハ、一帯ノ原野ヲ隔テ、遥ニ何山ト相對ス。村ノ中央ニ、小川アリ。此川ニ架セルハ、何橋トテ、何年前ニ設ケシモノナリ、村ノ産物ハ麥、豆ヲ最トス。

(二)何山は、何國の東境に聳ゆ、高さ何百丈、其頂上には、何神を祀れる小祠あり。又其北の麓には、銅抗ありて、日々、數百の人夫を役して、採掘せり。

應用　左ノ事項ヲ説話シテ隠意ニ綴ラシムベシ

(一)富士山

駿河ト甲斐トノ二國ニ跨ル一大山ニシテ高サ千二百丈餘アルコトヨシ頂上ニハ年中雪アルヲ其形ハ扇ヲ倒ニ懸ケタル如キヲ以テ

(二)京都市街

東北ニハ一帯ノ山ヲ繞フ西南ハ平野ヲ遠ク望ム市街ハ加茂川ニ縁ル

戸數大凡八万人口大約三十三万餘アル一千餘年間ヨリ明治元年マデ千七十餘年間ノ帝都ナリシコト

第二歩　前歩ノ續キ

左ノ文範ニ就キ現象ノ記述方ヲ説示スベシ

(一)本年八月三十一日ハ八月二百十日ノ厄日ニ當レリ。朝來、天霽レ、一点ノ雲ヲ見ズ午後ニ至テ微墨色ノ雲、四方ヨリ蔽ヒ來リ、其蒸レ暑ヲ云ハン方ナシ午後六時ニ及ビテ東南ノ風稍強ク夜ニ入リテ颶風トナリ、其勢猛烈ニシテ家ヲ倒シ木ヲ折ケリ、翌日午前三時頃ニ至テ、全ク沈靜ニ歸シタリキ。

(二)雷は、電氣の作用によりて、雲中に烈火を發し、之にふるゝ空氣は、遽に膨れ爆けて轟然たる響を發するものあり。古は、鬼人が、太鼓を打つものと思ひしが、「フラムベシ」の學者の實驗により、電氣の作用なることを知るに至れり。

應用　左ノ事項ヲ説話シ隠意ニ綴ラシムベシ

(一)夕立ノ事ヲ記ス

何月何日午後何時頃西北ヨリ一簇ノ黒雲現ハレシコト

一時間ハカリヲ經テ滿天暗黑トナリ遠ク雷鳴ヲ聞キシコト

暫クシテ一陣ノ西風來ルト同時ニ大雨降リ且電光一撃大雷轟キ近傍ノ松樹ヲ劈キシコト

[illegible]午後何時ニ至テ雲晴レテ日光ヲ漏ラシ[illegible]

(三)旋風ハ熱ヲ暴キ時地ニ空氣ガ渦流スルモノナルヿ

熱シキ旋風ハ木ヲ拔キ家ヲ卷キ揚クルヿ[illegible]

夕立ノ際魚ヤ蛙等ヲ降ラシタルヿ或ル處ノ池沼等ニ旋風起リテ之ヲ卷キ揚ケ來リ

(二)[illegible]日期書類[illegible]

第三歩(中部ノ方[illegible])

電信文例(第三學年第四期第一歩ニ於テ概略之ヲ授ケ[illegible]合發[illegible]起押ニ付テノ心得

電信文例(第三學年第四期第一歩ニ於テ概略之ヲ授ケ[illegible]合發[illegible]起押ニ付テノ心得

十)發送ノ時ノ注意ヲ授クル目的ナリ[illegible]

第三歩ノ樣式ニ就テ指激スル[illegible]

電報

切手貼付ノ位置	切手	切手
日數		
所要ノ切手		

電報料

受信人	發信人
住所氏名	滋賀縣大津上京町十五番地
大井仁九郎	淡海堂

手數料

(四)電報

月	日	時	分	記事
受付	午	時	分	
一	二	三	四	五
六	七	八	九	十
ヱ	ソ	オ	ク	レ
十				廿

三)電信

二)[illegible]

一)紙

送信者

信午

時分

取扱者

説明書ハ要領概ネ左ノ如シ[illegible]

發信者ハ電信局ニ就テ用紙ヲ請ヒ受ケ認ムヘキヿ

(第六ノ[illegible]ハ自己用紙ヲ作リテ之ニ認メ郵便切手(通信料)ヲ貼付シテ僕婢ニ持タセヤ或ハ[illegible]

[illegible]シテ[illegible]ニ[illegible]

字數ニ應ジテ通信料ヲ拂フヘキモノナルニヨリ費用ヲ省カンガ爲ニハ成可ニ簡短ニ

書クヘキヿ[illegible]

電信文ハ假字ヲ用ヰルヿ

[illegible]漢字ハ數字ノ如ク假字ノ二文字ニ相當ス[illegible]

濁音半濁音ハ其字ニ[illegible]字ニ[illegible]字分ノ通信料ヲ要スルヿ

全ク[illegible]文字ヲ重ネ用ヰル場合ニハ暴符ヲ用ヰテ一字毎ニ其文字ヲカクヿ

發信者並ニ受信者ノ住所氏名ハ通信料ヲ要セザル[illegible]

[illegible]發信ノ住所氏名ニ次ク位ニ但學校村[illegible]

通信料ヲ仮字十字ヲ以テ一音信トシ金拾五錢ヲ拂フヘク以上ハ一音信ヲ增ス毎ニ金

拾錢又ハ其增加スヘキ事

[illegible]一音信ニシテ足ラズ尚二三字ヲ超過スル場合ニハ寧ロ二音信トシ即二十字マテ書キ伸ハシテ其意ヲ明ラ

カニスルヲ[illegible]

電信局ナキ地ニ通信セントニハ其地最近ノ電信局ヘ宛テ發送シ着局ヨリ郵便ニ托スヘ

キニ付通信料ノ外金五錢ヲ拂フヘク至急ヲ要スル時ハ直配達ヲ依頼スヘシ此場合ニ

於テ里數ニ應ジテ相當ノ人夫賃ヲ要スルコト

秘密若クハ長文ノ事件ニハ暗號ヲ以テスルモ妨ケナキコト

左ノ事項ヲ親話シテ之ガ電信文ヲ起草セシメ且發信ノ手續キヲ練習セシムヘシ

(一)旅行中友人急病ニ罹リ危篤ナルニ付其家族ヲ招カントス

(二)同上返信　(先方ハ田舍ニテ電信局ヲ距ル二里ナリ)

(三)旅行中金百円至急入用ノ事出來タルニ付郷里ヘ電信爲替ニテ送ルヘキ旨通知セントス

(四)全數返事　(即時半額ヲ送リ殆ト三日ノ後送ルヘキヲ答ヘントス)

第四歩　(二)願書

願屆書等ノ文例ハ唯其一般ノ樣式ヲ示スニ過キザルカ故ニ其土地ノ慣例郡達等ヨリ日

常適切ナルモノヲ寫シ取リ教授ノ料ニ資センヲ要ス

送籍願

何府(縣)何郡何町(村)何番屋敷

族籍(平民 士族)　何某

外家族何人

右は今般何(郡町村大字番地)へ移轉致候間送籍あしく下されたく此段

相願候也

年　月　日

右　何　某印

何々町(村)長何某殿

說明スヘキ要領ハ第三學年第四期第三歩屆書ノ樣式ニ準ヘ指教スヘシ

尋常小學ニテハ概ネ左ノ願書ヲ練習セシメ置ケバ足レリトス

(一)入學願　(二)退學願　(三)營業願　(四)檢印願

（一）〔証書〕

（二）〔預り証〕

（三）〔業態〕

（四）〔印紙〕

金銭物品等ノ受取（第三學年第四期第二歩）借用預り証等ハ証據トシテ先方ヘ差シ出ス書付ハ証書ト云フ者ニハ尤単純ナル借用及ヒ預リ証書ヲ知了セシムル目的ナリ

左ノ文例ヲ示シ教ウベキ事項

印紙

借用証

一金何拾何圓也

但壹箇月ニ付何程利子何程

右の金額借用致候處實正也返済の義は何年何月何日相違なく元利とも返済致すべく若し相滞り候節は保証人引受け弁償致すべく候後日の為證書件の如し

年月日

住所　借主　何某㊞

住所　保證人　何某㊞

第四章　何之證書

公用文第二

印紙

預り証

一金何圓也

但壹箇月に付利子何程（無利子）

右の金額預り申候所實正也御入用の節は何時にても御渡し申すべく候後日の為證書差入候也

年月日

住所

預り主　何某㊞

何之誰殿

知了セシムベキ要領概ネ左ノ如シ

一最初ニ預リ又ハ借用証ト云フ題ヲ書クコト

次キニ金高又ハ品目數量等ヲカキ金ナレバ利子ノ割合ヲ書クコト

次キニ借用証ナラバ能ニ借リタルコト及ヒ返却ノ期限ヲ述ベ預リ証ナラバ正ニ預リタルコトニ何時ニテモ返スベキ由ヲ書クコト

次キニ後日間違ヒナキ為證書ヲ入ルベシト云フ意ヲ述フルコト

（件の如し）ハ此の如しト同意ニ差入候也トカキテモヨロシ）

印紙貼用規則ノ一班ヲ敍ベシ

（金高記載ナキ物品預リ又ハ借用証文ハ印税登録○金高記載ノ証文ハ一圓以上二十圓迄一錢、五十圓迄二錢、百圓迄四錢、百五十圓マテ六錢ノ印税ヲ要ス此以上ハ畧ス）

此外受取證ノ書式要項ニ就テ準知スベシ

樣式ニ從ヒ左ノ證書ヲ作ラシムベシ

（一）金百圓ノ借用証但利子ハ一ケ月ニ付一分ノ割合ニシテ返濟期ハ本年十二月末日ノ約束ナリ

（二）家屋借用証但疊建具トモ一切附屬セズ家賃ハ一ケ月金三圓ニシテ毎月拂ノ約定且敷金ナシ

（三）金五拾圓ノ預リ證但無利子

（四）長持貳棹ノ預リ証但封印ノマヽ

第六歩　既修ノ一般ノ練習

左ノ文ヲ假字文ニ直サシメヨ

（一）蠟燭ハ、蜂ニテ製リ、夜ヲ照ス具ナリ。朱蠟燭、繪蠟燭等種々アリ。

（ろうそくはらーふにそつくなりよをてらすぐなり。しゅらーふろく、そらーふろくなどしゅぐわり）

（二）大根ハ、野菜類ナリ。細ク小サキヲ、細根大根トイヒ、細クシテ長キヲ、波多野大根トイフ。其種ノ大ナルハ、宮重大根ニシテ、味最美ナリ。

（だいこんは、やさいるゐなり。はろくちいさきを、はろねだいこんといひ、はろくしてながきを、はたのだいこんといふ。ろのきはめておほひなるは、みやしげだいこんにして、あぢもつともびなり。）

左ノ調如セル處ヘ相當ノ詞ヲ塡メシムベシ

（三）鰕ハ、○類◆◆◆○○及沼、池等ニ生ス。其大ナルヲ、○○鰕ト稱フ。味○美ナリ

（四）楓ハ、夏ノ初メニ、○◆◆花ヲ○◆○其實ハ、二枚ノ○アリテ、○ノ如ク、其葉ハ○◆○ヲ至ベハ、紅ヲ帶ビテ○三○◆◆。

（五）我日本國ハ、○個ノ大ナル島ト、多クノ小サキ島ト◆◆ナリタル國ニシテ、人口ハ、○○餘○人アリ。臺灣島ハ、明治○○年、○國◆◆我國ノ領地ニ入リシモノナリ

（六）拜啓私習字手本の七の卷入用に……處此間より……へ貸し置き大に……致居候……もし右の本御用あさに御坐候……二三日の……御貸し下されたく……以上

第七歩　前歩ノ續キ

左ノ談話ヲ復文セシムベシ

（一）水晶ハ、ガラスニ似タモノアルケレドモ、コレハ、天然ノ物デアリマス。六角ニ

ナーッテアルノガ、通例アルガ、之ニ細工シテ、眼鏡ヤ玉ヲツクリマス。紫紅黒ナドノルキガアリマス。

(二)山ハ、チメンノタカーウ起キアガリタルモノデアーッテ、我邦デハ、富士山ヲモーットモ高イト思ヒナリマシタガ、臺灣ガ領地トナーッテカラハ、同地ノ「モリソン」ト云フ山ガ一バン高イト申シマス、サレドモ、キレイナノハ、富士山ニハ及ビマセヌ

(以上普通文ニ)

(三)昨日マデニオヤクソクデ、名刺ノ印刷ヲ御願ミ申シタガ、今ニオヅカハシナイハ、ドーウシタコトデ、イザリマスカ。御尋ネ申シマス。

(四)塞サキピジーウ、ザリマスガ、御キゲンハイカガ。サテキギナイ入用ガデキマシタカラ、カネヲ御用立テオキセシタ金子、來ル廿五日マデニオカヘシ下サレタイ、コノ事、前カラ申シ上ゲテ置キマス。(以上書簡文ニ)

左ノ普通文ヲ書簡文ニ飜作セシメヨ

(五)注文ノ作文書十部ヘ、明日滋車便ニテ送ルベシ。受取リタラバ、直ニ報セヲレヨ。

(御注文の作文書十部明日滋車便にて送り申すべく候御受取下され候はゞ早速御報知下されたく候)

(六)黄金ハ、黄色ノ光リアル金ナリ。質柔カナルヲ以テ、箔トナスベク、又線トナスベク、又鍛ヒ貴ク、貴密ニツクリ、文藉類ノ飾リ物ニモ用ヰル。(對話的ノ文ニ飜作セシム)

(黄金は、黄色の光りある金にて御座候質やはらかに御座候故箔と相成申すべく又線と相成申すべく候價は甚く貴く貴密に造り又いろ〳〵の飾り物にも用る申候)

第八歩　前歩ノ續キ

左ノ詞ヲ拾集シテ揭題ノ文ヲ結構セシムベシ

(一)兒童。　高等。　尋常。　(小學校)　二種。　所。　所。　六歳。

背。」　あり。　いれる。　就く。　育つ。　まなぶ。　べし。　教ふ。

(小學校は、兒童を數へ育つる所にして、高等尋常の二種あり。六歳にいたれば皆つゝ學ぶべき所とす)

(二)鳥。　雛。　上。　夜。」　白し。　淺し。　長し。　入る。　もとゞ。　やどる。

くゞ。　花色。　(鶯)　間。　成長。　常。　後。　水。　食物。　樹。

ねむる。

(鶯は、くゞ長き鳥にして、雛の間は、花色なれども、成長の後は白し。常に淺き水に入りて、食物をもとめ、夜は樹の上にやどりてねむる。)

左ノ趣意ヲ示シテ揭題ノ文ヲ結構セシメヨ

(三)兎……棲ム處　形狀……性質

(四)某村……國名　郡名……山川ノ位置……產物

(五)拾物屆……鞄ヲ拾ひたり……黑革にして銀の金具付……紙幣五拾圓及雜書數多入れあり。

第九歩　前歩ノ續キ

左ノ文ヲ節約シテ電信文トナサシメヨ

一かねて願置候品物は至急入用の事出來候に付明日中に御送り下されたく候（仮字二十字以内）

（タノミオイタシナアスホクレ）

（二）お花事病氣にかゝり候處醫者の診斷によれば危篤の趣に御坐候間至急御出下されたく御報知申上候（二十字以内）

（オハナヤムイシヤアヤウシトイフハヤキタレ）

左ノ文ヲ改作セシメヨ

（三）一筆申入（申上）候又手紙許（兄上様）には何日ころ（御）歸りおされ候や御両親様にも日々御待遊ばされ候間（御）用すみ次第一日も早く（御）歸ふれ（下され）たく候也（以上）

（右兄ヨリ弟ニ遣ハス文ヲ弟ヨリ兄ニ遣ハス文ニ改作セシム）

（四）一筆申上（申入）候扨御姉様（そのもと）には此間より御不例におはし候由（御病氣のよしすぐれざる）

申（いかゝ）いの（御）ようだいに（御坐）候や皆々心配いたしをり候間（御）やうす御しらせ下されたく（願上）候かしこ（也）

（若森ヨリ文ヲ姉ヨリ實ニ改メシム）

左ノ文ノ返事ヲ作ラシメヨ

玉先日認め置候袴の義は今に御送りこれなく本年もおしつまり候間是非とも明日夕刻までに御仕立の上早速御送り下され度呉々も御頼み申候也

（太謹啓本年もおしつまり候處さぞ御忙がしきことと奉存候又手此鶴到來に任せ進呈仕候御笑味おし被下度先は歳暮の御見舞申上たく餘は新年期しと候頓首

第十歩　前歩ノ續キ

左ノ顚倒体ヲ書キ下サシメヨ

可申候（申すべく候）

被下度候（下されたく候）

被成下度候（なし下されたく候）

可被成候（なさるべく候）

奉存候（存じ奉り候）

無之候（これなく候）

可有之候（これあるべく候）

被仰付候（仰せ付られ候）

左ノ書キ方ヲ敎ヘ讀クヤシ

爲持上候（もたせ上げ候）

致承知候（承知いたし候）

如此御坐候（此の如くに御座候）

爲後日如件（後日の爲件の如し）

謹賀新年（謹みて新年を賀す）

不取敢（とりあへず）

乍憚（憚りながら）

難有（有りがたく）

[illegible]ノ(御)

[illegible]ヒ(被)

[illegible]マ(可)

[illegible](日)

[illegible](まるらせ候)

[illegible](かしこ)

[illegible](以上)

[illegible](帳尻)

[illegible](さま)

度(たく)　砌(みぎり)

候得共(候へども)　間敷哉(ましくや)

(以上諸倒体、異体、艸体及仮借字等ハ唯心得置クノミニテ宜シ強テ自用ヰルニハ及バザル旨既示スベシ)

左ノ諸題ヲ與ヘテ隨意ニ作ラシメヨ

(一)狐ト鶴トノ話シヲ記ス(イソップ物語)

(二)舌切雀ノ話シヲ記ス

(以上ノ諸題ニシテ兒童ノ未知ナザル場合ニハ他ノ人口ニ膾炙スル昔話シヲ書カシムルモ宜シ)

(三)漁船の出港を問ひ合ずる電信文

(四)全上返電

(五)新年賀狀

(日本書体、草書、艸書、楷書、交ト)ノ両様ヲ作ラシムベシ)

目出度(めでたく)

陳者(陳れば)

(此外仮借字ハ數多アレドモ兒童ニハ寧ロ用ヰシメザルヲヨトス)

第四期　川瀬貞次郎(安章)

第一歩　人物

人物ノ事績ハ既知ノ事實ニ付毎件之ヲ表述シ後一文ニ綴ラシメンヿヲ要ス

左ノ作例ヲ示シテ其要領ヲ説明スベシ

楠正成公ノ事ヲ記ルス場合

正成公ハ河内ノ人ナリ(楠正成公ハ河内ノ人ナリ)

智恵スグレテ勇マシキ大將ナリシヿ(智恵スグレテ勇マシキ大將ナリ)

後醍醐天皇ノ御言付ヲ受ケ多クノ賊ヲ討ツタリシヿ

(後醍醐天皇ノ御言付ヲ受ケ多クノ賊ヲ討ツタリ)

遂ニ摂津ノ湊川ニテ討死シタリシヿ

(遂ニ摂津ノ湊川ニテ討死シタリ)

(楠正成公ハ、河内ノ人ニシテ、智恵スグレテ勇マシキ大將ナリ。後醍醐天皇ノ御言付ヲ受ケ多クノ賊ヲ討チテ遂ニ摂津ノ湊川ニテ討死シタリ。)

應用

左ノ人物ニ付既知ノ事蹟ヲ別々ニ表述セシメ之ヲ一文ニ連接セシメヨ

(一)伊勢ノ孝子万吉　(二)桃太郎

(三)菅原道真公　(四)豊臣秀吉

第二歩　人事

左ノ作例ヲ示シテ結構ノ摸様ヲ知ラシムベシ

朋友ト云フ題ニテ作ル場合

(一)善キ友ト交ハレバ我身ニ益アルナリ(善き友と交はれば我身に益あり)

(一)悪シキ友ト交ハレバ我身ニ損アルナリ(わしき友と交はれば我身に損あり)

古ノ人モ朱ニ交ハレバ赤クナルト云ヒシナリ

(古の人も朱に交はれば赤くなるといへり)

人ガラハ其友ノヨシアシヲ見テ知リ得ヘキナリ

(人がらは其友のよしあしを見て知ることを得)

ツトメテ善キ友ト交ハルベキナリ(つとめてよき友と交はるべし)

(よき友と交はれば、我身に益あり。わしき友と交はれば、我身に損あり。古の人も、朱に交はれば、赤くなるといへり。人がらは其友のよしあしをみて、知ることを得るなり。されば、つとめてよき友と交はるべし)

(二)正直ナル如何ナル意ヲ問ハズ益アリヤ

(二)正直ナル如何ナル意ヲ問ハズ益アリヤ

(正直なれば如何なる意を問はず益あるや)

憲用

左ノ各題ニ付其要領ヲ問答シ之ヲ一文ニ綴ラシメヨ

(一)正直ナル人ハ信ヲ置カルヽナリ

(正直なる人は信を置かるゝなり)

(二)巡査ハ役目ヲ記セヨ

(巡査は、昼夜の別なく諸所を巡りありきて、悪人をいましめ善人をまもることを役目とする人なり。)

左ノ趣意ヲ説話シテ作ラシメヨ

(三)農ハ、穀物、野菜ヲ作リ、人々ノ食物ニ供スルナリ。外國ノ農ハ、耕作ノカタハヨク多クノ雞、豚、羊、牛、馬等ヲ畜フモノアれども、我國にては、このことを業とするものすくなし。

四十一月三日ハ、今上天皇陛下ノ御たんじゃう日ニシテ、天長節ト申ス。此日ハ、家々ニ國旗ヲ掲ケ人々業ヲ休みて、いく久しく祝ひ奉つるなり。

第三歩　既修一般ノ練習

左ノ題目ニ復文セシメヨ

(一)寒暖計

寒暖計ハ、熱度のたかひくを計るものであつて、管の中に水銀又は火酒をいれ、其傍に度をきざんである。水銀や火酒は、熱にあへば、ふくれて昇り、寒さにあへば、縮みて降るゆゑ、よく熱さと寒さとの割りあひがしれる。

(一)牛や馬は性おとなしい獣でござりまして、重荷を負ひ、車をひき、百姓の助けをします。(二)鶏と乳とは、養生の食ひものとおりますし、角と蹄とは、細工に用ゐられます。(三)皮は、靴あぶに造りますし、骨は、植物のこやしにします。

(三)寒中見舞

その後は、意外のごぶさた致しました。酷寒のをりから、いかゝ御暮しあされます哉。御園は、寒さがよはどきびしいそうでございますが、せいぜい御養生あさいませ。さかのとは、後のたよりに申し上げませう。

左の次第ヒル説ハ相當ノ詞ヲ填メシメヨ

(四)梅は、(蕾)の初、他の花に先ちて開く。紅と白との二種あり。白きものは、實を結ぶ。(五)蕗は、美實にして、味甚だ佳。盛に(緑干)ゆゝ。(六)蕗は、小鳥より、毛色に黄緑にして、(鶯色)(七)常にんかゝ谷の鶯ひゝに(春に至れば)鳴くは、いはゆる(人に)(所)(八)他の(花)の支は、(葉)(花)(実)あり、(九)いよいよ明日は……のよし御報知下されいたし候品は……幸ひに

候……御餞別の……に進上仕候……明朝……の上……致すべく候……

第四歩　前歩ノ續キ

左ノ文意ヲ存シテ其形ヲ變ゼシメヨ

(一)猿は、人に似タル獣ニシテ、之ヲナラストキハ、種々ノ藝ヲナス(人に似たる獣を猿といふ。之をならせば、種々の藝をなさしむべし。等)

(二)春は、種々ノ花開クガ故ニ、心オノヅカラ樂シク、秋ハ、卿木カルヽガ故ニ、心自ラ淋シ。(種々の花ひらきて、心自ら樂しきは、春なり。草木かれて、心おのづからさびしきは、秋なり。等)

左ノ文ノ趣意ヲ各條件ニヨリテ變ゼシムベシ

(三)櫻の花は、多く五瓣にして、大根の花は、必四瓣あり(未定格ニ)(櫻の花は、多く五瓣なるべく、大根の花は、四瓣ならん。)

(四)花見に御出あされ候趣にて、御さそひ下されそく存じ候早速(さしつかへこれあり)

御伴仕るべく(兼)候(可成少數文字ヲ改竄シテ正反對即コトワリノ文ニ變ズ)

左ノ文ニ就キ每句ノ趣意ヲ失ハザル限リ可及的約説セシメヨ

(五)鯛ハ、鯖赤クシテ、其形美麗ナリ、四時共ニ味最旨キガ故ニ、海魚中、第一等ニ位

ス。形ノ相似タルヲ以テ其名ヲ冒ズ魚類數十種アリ。然レドモ其味ハ、鯛ニ及バ
ザル所ナリ。
(甲ノ文節ハ省畧スルヿヲ得)
昔我日本國ニ悪シキ賊類多カリシカバ、神武天皇師ヲ臣民ニ[illegible]、之ヲ討チ亡ボ
シテ、日本國内ヲ平ゲ定メ給ヒタリ。而シテ二月十一日ニ天皇ノ位ニツキ給ヘリ。
(三)故ニ此年ヲ日本紀元ノ始トシ、其日ヲ紀元節ト申シテ、永久之ヲ祝シ奉ルナリ。
左ノ文意ヲ節約シテ電信文トナサシメヨ
(七)去る十五日郵便を以て秩父縞、羽二重、甲斐絹等御送り下されたく儀申上候處書状
ゆきちがひ候や今以て到着いたさす目下差閊候間至急御送り下されたく候(二音信以内)
(二五ニサチツモンノシナハヤオクレ)
(八)御注文品の内秩父縞五十四羽二重百匹都合百五十四だけ本日急行滊車に積み込み候
間着の上は御しらべ下されすぐに御一報被下度候(三音信以内)
(サチブ五〇ハブタイ一〇〇イマキシヤニツムツイタラシラセ)
(九)私宅昨夜類燒にかゝり候へども幸に怪我もなくのがれ出で候間御安心下されたく右と
り敢へず御知らせ申上候
尚々當分の内竹川町五番地に住居仕候さやう御承知被下度候(三音信以内)

[illegible](サクヤルサシヨリミナアシタゲカヤチ五ヘンニヲル)
第五步　前步ノ續キ
左ノ趣意ヲ集メテ揭題ノ文ヲ結構セシメヨ
(一)口は禍の門
(一)人々病ニカヽリ若クハ死スルモノハ大概食物ニ注意セサルニヨルヿ
人ニ憎マレ人ニ笑ハルヽモノハ大概言葉ヲ謹マザルニヨルヿ
古人ハ病ハ口ヨリ入リ禍ハ口ヨリ出ツトイヘリシヿ
(二)孝行
(一)父母ハ我ヲウミ且養ヒ育テシヿ
幼キ時ヨリ年長ケル迄育ツル間苦勞ノ多キヿ
父母ノ恩ハ[illegible]トニ大ナルヿ
父母ノ恩ヲ忘ルヽモノハ鳥獸ニモ及バザルヿ
(三)少年の自慢はあし
昔貝原益軒ト云フ先生アリテ船ニテ歸ラントシ[illegible]
其乘合中ニ一人ノ若者ガ自慢ゲニ[illegible]テ書物ノ咄ヲ為セシヿ
益軒先生ハ知ラヌ振ヲシテ聞キ居リシニ[illegible]

船が岸ニツキテ各氏名ヲ告ゲル時彼ノ若者ハ始メテ益軒先生タルヲ知リシ
若者ハモノ慣レ顔ニ船ヲ降リ事ヲ恥ヂ様ニ逃ケ去リシ
左ノ文詞ヲ用ヒテ問題ノ文ヲ作成シタ但既定文詞ノ外隠意ニ他ノ詞ヲ増補スルハ勿論ケリ

四 招かれたるを謝る文

御招き　只今　恭く　來客　あしからず　あづかり　罷出で

（能ハ貴人ノ前ヲ退クコトナレドモ先方ヲ敬フテ自己ノ身ノ上ニ用ヰル「トナレリ」）

五 買物を頼まれしに答ふる文

御手紙　承知　御依頼　求め歸り　拜復　歸國の上　さやう

（左様トカクハアテ字ナリ然様トカク方位シカラン）

第六歩　前歩ノ續キ

（一）左ノ文意ノ異同ヲ察ゲヨ

（い）花咲ケバ　花咲カバ

（ろ）花咲クトモ　花咲ケドモ

（は）花咲クガ故ニ　花咲カンガ爲ニ

（に）花咲クコトヲ得ズ　花咲クコト能ハズ

（ほ）花咲き候べば……花咲ぎ候はば

（へ）花咲き候ども……花咲き候へども

（と）花咲き候に付……花咲き候間

（ち）花咲き兼ね候……花咲き難く候

（二）左ノ文意ノ差別ヲ察ゲヨ

（い）花ヲ見ル……花ヲ見タリ

（ろ）花ヲ見ルガ……花ヲ見ルナカレ　花ヲ見ルヘカラズ

（は）花ヲ見ル……花ヲ見ズ

（に）花ヲ見ル……花ヲ見スル

（ほ）下されたく　おさるべく

（へ）致候……いたさせ候

（と）存候……存ぜられ候

（ち）候や……まじく候や

（三）書狀ノ封シ方ヲ演習セヨ

（此際祝儀物ノ包ミ方及香奠等ノ封シ方並ニ表書ナモ大略知了セシムベシ）

四 郵便並ニ電信規則ノ大要ヲ語レ

第七歩　前歩ノ續キ

左ノ事情ヲ應シ有文ヲ作ラシメヨ但公用文及私用文ハ相當ノ用紙ヲ與ヘテ書式ノ體裁ヲモ練習セシメ次ニ其要ヲ講ズ

(一)受取証(各自調ヲ一紙ニ認メシム)

金五円五十錢白米五斗代

金二円四十錢豆二斗代

金五十六錢炭八貫匁代

(二)借用証書

金三十五円ヲ借用ス

一ヶ月一円ニ付一錢二厘ノ利子

本年七月三十日元利返済ノ筈

保證人ハ州田銀造

貸主ハ金尾利介

(三)出產屆

戸主ハ太海源五郎(父)

明治三十年五月一日午前八時生ル

生兒(長女)ノ氏名ハ大海ふゆ

(四)退學願(略)

高等第三學年生水本九郎

保護者ハ水本頼朝(兄)

尋常中學校ヘ入學セントス

(五)新聞紙の交換を相談する文

對手ハ豐富秀吉(近傍ニ住スル後輩)

秀吉ハ大阪朝日新聞ヲ購讀シ自分ハ日本新聞ヲ購讀ス因テ毎日双方ヨリ互ニ一回讀セントス

(六)旅行を誘ふ文

對手ハ新田義太郎(近村ノ友人)

楠先生ハ近日京都ヲ遊覽ヲサル由ナリ

太試驗ニ首尾ヨク及第セバ同伴ヲ乞フ積リナリ

新田ニモ同伴ヲ勸メントス

(七)舊師の安否を誘ふ文

對手ハ楠先生(當時ハ遠國ニ住セリ)

半年バカリモ無沙汰セリ

舊恩ヲ謝シ併セテ安否ヲ訪ハントス
該地方ノ珍事(シキナル事)ヲ報シ越サレタキ旨乞ハントス
左ノ諸題ヲ與ヘテ自作セシムベシ
(八)衣食住ノ如何ナルコトカヲ記ス
(九)三大恩(君親師)ノ事ヲ記ス
(一〇)何處ヨリ何處マデ行ク人途中目ニ觸レシコトヲ記ス

高等小學作文教授例終

蒔田書院

明治三十年十月五日印刷
全年十月廿日出版

定價二十五錢

編纂兼發行者　滋賀縣神崎郡教育協會
代表者　武笠貞幹　滋賀縣神崎郡五峰村字猪子四十六番屋敷
印刷者　原田義圓　滋賀縣滋賀郡大津町字桝屋三十二番屋敷
一手販賣人　文盛堂廣田七次郎　滋賀縣彦根土橋町
印刷所　桝屋町活版所　滋賀縣大津町字桝屋

（※紙芝居は別紙参照）

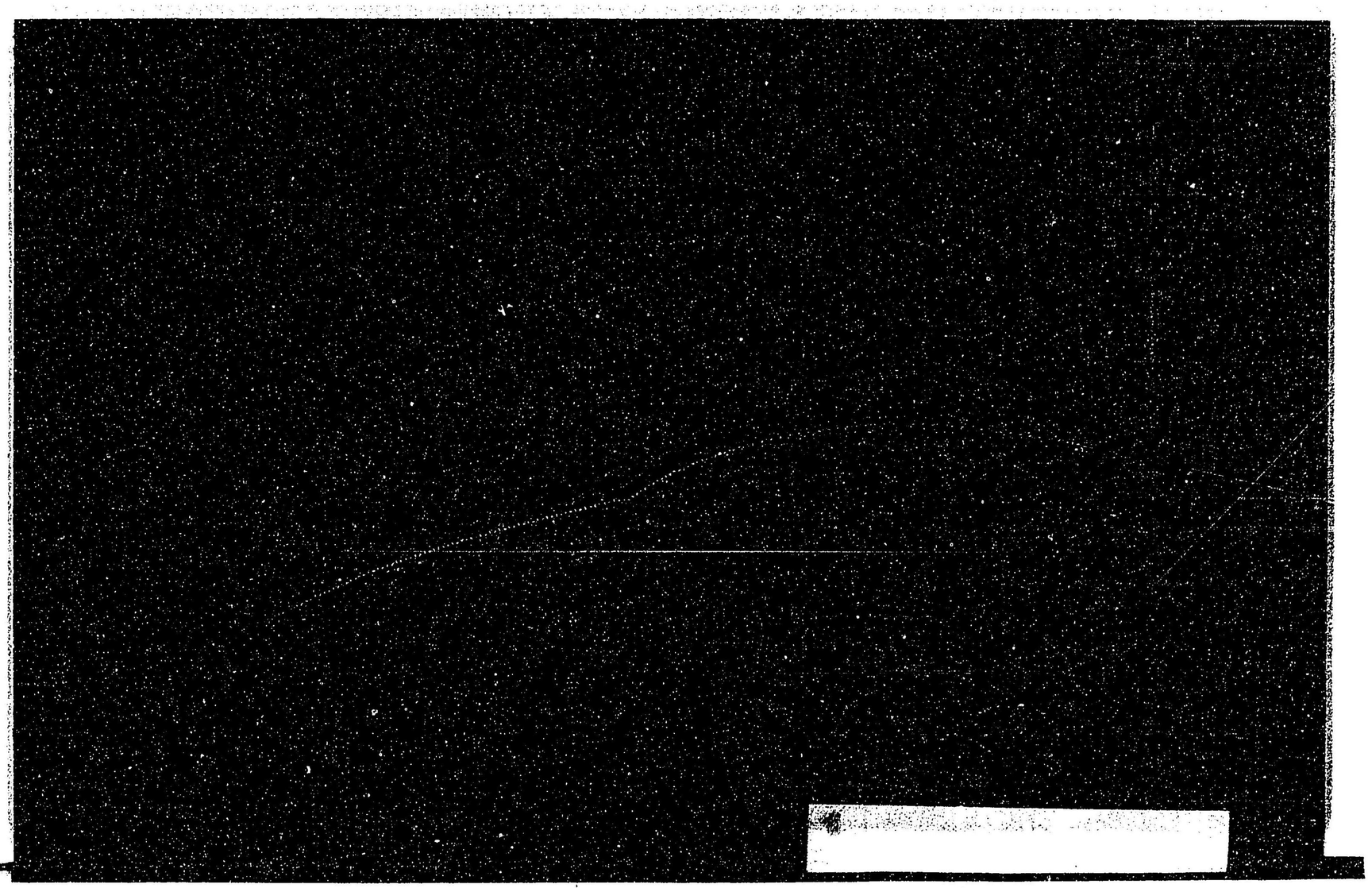

特23
925

尋常小学作文教授例

国立国会図書館

048306-000-0

特23-925

尋常小学作文教授例

滋賀県神崎郡教育協会

M30

BEF-2356